

6 重点戦略の具体化に向けて

前述したとおり、第2次ベビーブーム世代が30歳代半ばを迎えている今、少子化対策は待ったなしの状況である。次世代育成支援の社会的コストは「未来への投資」であり、働き方の見直しと保育等の子育て支援の社会基盤の整備を「車の両輪」とする重点戦略の考え方を現実のものとするべく、各般の取組を推進していくことが求められている。

(2008年度予算への反映)

2008（平成20）年度の政府予算においては、憲章及び行動指針並びに重点戦略を反映し、働き方の改革による仕事と生活の調和の推進を図るための取組や、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の充実を図っている。

憲章及び行動指針に基づき働き方の改革を進めていくための取組としては、

- ・我が国を代表する企業によるモデル事業の展開、労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置
- ・仕事と生活の調和の重要性についての認識を広く国民が共有できるようにするための仕事と生活の調和キャンペーンの実施
- ・労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小事業主に対する新たな助成措置の創設

などが盛り込まれている。

また、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の充実としては、

- ・地域における子育て支援拠点の拡充（2007（平成19）年度の6,000か所から2008（平成20）年度は7,000か所に拡大）
- ・保育所の受入れ児童数の拡大（2008年度

は4万5,000人分を増員）

- ・家庭的保育事業の充実（保育ママの対象児童数を2007年度の1,300人分から2008年度は2,500人分に拡充）
 - ・延長保育や一時保育の推進など多様な保育サービスの充実
 - ・第2子以降の子どもが幼稚園に通う際の親の保育料負担を軽減する優遇措置の適用条件の緩和
 - ・放課後子どもプランの着実な推進（放課後子ども教室を全国約1万5,000の小学校区で、放課後児童クラブを必要なすべての小学校区（約2万か所）で実施）
 - ・児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化
 - ・発達障害のある子どもの成長に沿った一貫した支援手法の開発やライフステージに応じた一貫した支援のための地方公共団体の各圏域における支援関係機関のネットワークの構築
 - ・里親手当の充実（2007年度の3万4,000円（月額）から2008年度は7万2,000円（月額）に引き上げ）、里親制度の普及啓発や里親への相談等を総合的に委託する里親支援機関事業の創設
 - ・児童養護施設等における小規模グループケアの推進（2007年度の580か所から2008年度は613か所に拡大）や看護師の配置
 - ・施設を退所した児童等の地域生活を支援するモデル事業の実施
- などが盛り込まれている。

なお、当面差し迫った課題である安心・安全な産科医療等の確保を図るため、

- ・産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施する補助事業の創設
- ・助産師を活用して産科を有する病院・診

療所への「院内助産所」等の設置を支援する事業を創設

- 女性医師バンクの体制の充実、復職支援に向けての研修等の支援等の女性医師の

働きやすい職場環境の整備

- 産科医療補償制度への支援等医療リスクに対する支援体制の整備などが盛り込まれている。

第1-2-23図 2008年度少子化社会対策関係予算のポイント

○2008(平成20)年度少子化社会対策関係予算の総額は1兆5,715億円(前年度比3.6%増)
 ○2007(平成19)年12月にとりまとめた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」並びに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の内容を反映

※()内は2007年度予算額

(1) 子育て支援策

I 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

①産科・小児科医療の確保等母子保健医療の充実 278億円(256億円)
 ・産科医療機関への財政的支援、周産期医療体制の整備
 ・産科医療補償制度創設後における一定の支援等、医療リスクに対する支援体制整備の準備
 ・小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業など小児救急医療体制の確保 等

②生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進

③子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化
 ②、③は、次世代育成支援対策交付金(375億円)の内数

II 未就学期(小学校入学前まで)

④地域における子育て支援拠点の拡充 101億円(84億円)
 ・平成20年度では、およそ7,000か所の整備を図る。 ※6,138か所(H19)→7,025か所(H20)

⑤待機児童ゼロ作戦の推進や多様な保育サービスの提供など保育サービスの充実 3,905億円(3,716億円)
 ・保育所の受入れ児童数の拡大、延長保育等の保護者のニーズに応じた保育サービスの推進、地域の保育資源(事業所内託児施設)を活用した取組、家庭的保育事業(保育ママ)の充実

⑥事業所内託児施設の設定・運営等に対する支援の推進 40億円(23億円)

⑦子どもの事故防止対策の推進 1.2億円(1.5億円)

⑧就学前教育費負担の軽減 192億円(185億円)

III 小学生期

⑨全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進
 放課後子ども教室 78億円(68億円)、放課後児童クラブ 187億円(158億円)
 ・放課後子ども教室は平成20年度は全国15,000か所の小学校区、放課後児童クラブは必要なすべての小学校区(20,000か所)において実施。

⑩地域における家庭教育支援基盤形成の促進 12億円(新規)

⑪学校や登下校時の安全対策 17億円(17億円)

IV 中学生・高校生・大学生期

⑫奨学金の充実 1,309億円(1,224億円)
 ・121.9万人(前年度比7.5万人増)の学生等に奨学金の貸与

V 特に支援を必要とする家庭の子育て支援

⑬社会的養護体制の拡充 799億円(776億円)

⑭子どもの心の診療拠点病院の整備 48億円の内数(新規)

⑮発達障害等支援・特別支援教育の総合的な推進 5億円(新規)

⑯発達障害教育情報センターによる情報提供
 運営費交付金(12億円)の内数(新規)

(2) 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現

①仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運の醸成 10億円(新規)
 ・我が国を代表する企業によるモデル事業の展開 2億円(新規)
 ・労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置 8.3億円(新規)

②仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進 15億円(16億円)
 ・労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する新たな助成措置の創設

③パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進 10億円(8.8億円)

④マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化 19億円(20億円)

⑤フリーター常用雇用化プラン等の推進や、若者等のチャレンジ支援等 333億円の内数

⑥テレワークの普及促進 1.4億円(1.1億円)

⑦働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動 0.4億円(0.5億円)

(3) 社会全体の意識改革のための国民運動の推進

○少子化社会対策の総合的な推進 2.6億円(2.4億円)
 ・仕事と生活の調和を推進するための取組と従業員意識に関する調査、少子化対策における利用者満足度調査に関する調査研究
 ・家族・地域のきずなを再生する国民運動の展開 等

(4) 地域における少子化対策の推進

○地域における少子化対策の推進体制の充実 地方財政措置
 ・少子化対策推進のため、各地方公共団体(特に市町村)に少子化対策推進本部や少子化対策の総合窓口を設置するなど、全国ベースで体制整備を促進

(5) その他の重要な施策

○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定に伴う税制上の所要の措置
 ○社会的養護体制の見直しに関する児童福祉法等の改正に伴う税制上の所要の措置
 ○周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の創設
 ○事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置
 ○家族用住宅・三世同居・近居の支援
 ○自然や人とのふれあいによる豊かな人間性の育成

(社会保障審議会 少子化対策特別部の設置)

重点戦略においては、

①国・地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せによって支える具体的な制

度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき

②家庭的保育の制度化や一時預かり事業等の法律的な位置づけの明確化、地方公共団体や事業主が策定する次世代育

第1-2-24図 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

【趣旨】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

- ①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）
 - 一定の質の確保をしつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。
- ②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）
 - 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親の制度を見直す。
 - 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
 - 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。
- ③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）
 - 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

II 職場における次世代育成支援対策の推進

- 仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）
- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
 - 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

【施行期日】

- 原則として平成21年4月1日。（Iの③の行動計画策定指針の見直し等は公布の日から起算して6ヵ月を超えない範囲で政令で定める日、Iの②の里親制度の見直しは平成21年1月1日、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成22年4月1日、IIの一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日）

成支援の行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応、社会的養護体制の充実などの課題について、2008年度において先行して実施すべきという2つの課題が示された。

これらの2つの課題を審議するため、2007年12月、地方公共団体や労使の関係者の参画も得て、厚生労働省社会保障審議会に少子化対策特別部会が設置され、検討が進められている。

（先行して実施すべき課題への対応）

また、上記②の「先行して実施すべき課題」については、少子化対策特別部会の審議を経て、2008年3月、児童福祉法等の一部を改正する法律案が第169回通常国会に提出された。

（仕事と生活の調和推進室の設置）

憲章及び行動指針に基づき、仕事と生活の調和を推進していくための中核的な組織として、2008年1月、内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置した（第3章第2節5参照）。

（地域における推進体制の整備）

憲章、行動指針に基づく働き方の見直しの推進など、従来の少子化対策の枠組みを超えた取組を進めていくためには、各地方公共団体において、これまで以上に保健福祉、教育、商工労働等の分野における担当部局が連携を図り、それぞれの地域における関係機関や企業などの関係者との協働体制のもとで総合的な少子化対策を進めていく必要がある。このため、2008年1月、内

閣府、総務省及び厚生労働省の3府省が連名で通知を発出し、各地方公共団体に対し、首長をトップとして関係部局の長から構成される少子化対策推進本部を設置するなど庁内体制の整備や、地域の企業、労働団体、関係各機関等からなる協議会の設置、各都道府県における仕事と生活の調和の推進担当部署を明らかにすること等を要請した。また、市町村におけるこうした取組については、平成20年度の地方財政措置で、総額において拡充の措置がなされている。

（新待機児童ゼロ作戦）

改正児童福祉法（平成17年4月1日施行）に基づき、保育の実施への需要が増大している都道府県及び市町村で待機児童が50人以上存在するところについては、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画（保育計画）を策定することが義務づけられ、保育所の受入児童数の増加など、待機児童の解消に向けた取組が進められている（第1-2-25表）。

しかしながら、待機児童50人以上の特定市区町村（74市区町村）で待機児童総数の約70%を占め、また低年齢児（0～2歳）の待機児童数が全体の約70%を占めるなど、保育所の定員を増やしても、待機児童は依然として約1万8千人存在しているという現状にある（第1-2-26図）。

そこで、2008年2月27日、政府は、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

することとした（第1-2-27図）。

新待機児童ゼロ作戦は、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにすることを目指すものであり、特に、今後3年間で集中重点期間として取組を進めることとし、10年後の目標として、保育サービスの利用児童数（0～5歳児）を100万人増、放課後児童クラブの登録児童数を145万人増とすることとした。

新待機児童ゼロ作戦の基本方針は、

- ①保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育など保護者や地域の事情に応じた保育の提供手段の多様化を図ること
- ②小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）にも施策対象を拡大すること
- ③保育サービス及び放課後児童クラブについて、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大すること
- ④子どもの健やかな育成と預ける保護者の安心の確保の観点から、一定の質が確保されたサービスの提供を保障すること

としている。

そして、当面、以下のような取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて、本年夏頃を目途に検討を行うこととしている。

- （1）保育サービスの量的拡充と保育の提供手段の多様化
- （2）放課後児童健全育成事業（放課後児童

- クラブ)の推進
- (3) 保育サービス等の計画的整備
- (4) 地域や職場の実情に応じた取組の推進
- ・認定こども園の設置促進等
 - ・病児・病後児保育事業の充実
 - ・事業所内保育施設に対する支援の充実

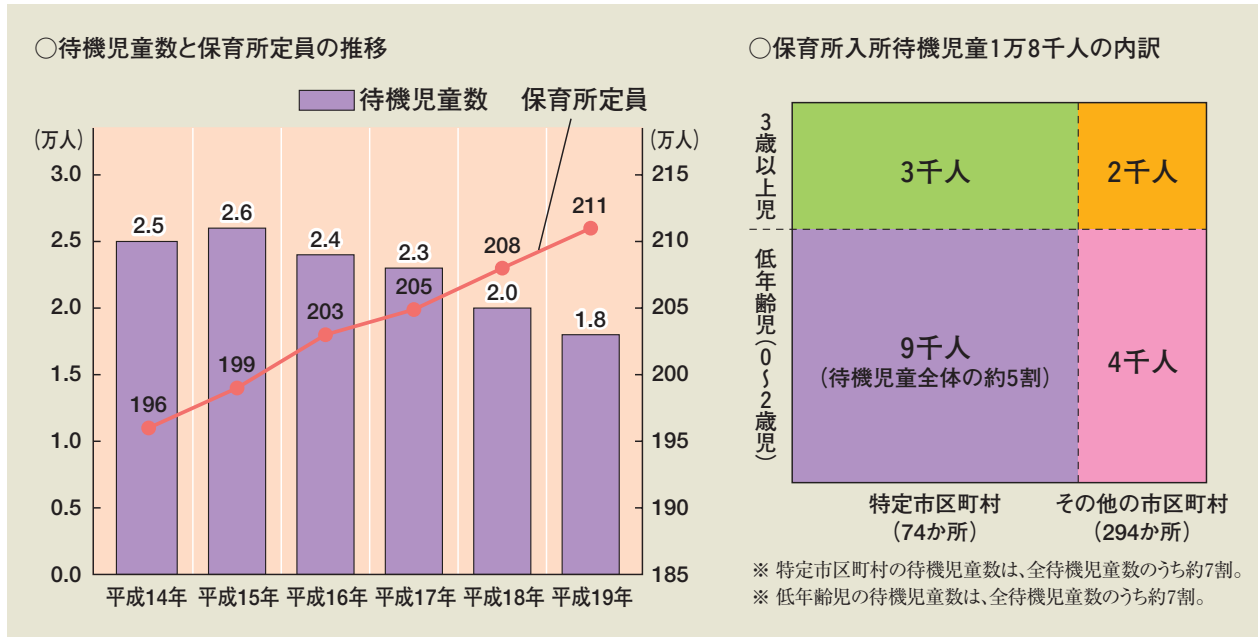
- (5) 質の向上等に資する取組の推進
- ・保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上
 - ・保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保
 - ・質の高い放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進
 - ・多子世帯の配慮

第1-2-25表 保育計画を策定する市区町村(50人以上)一覧表

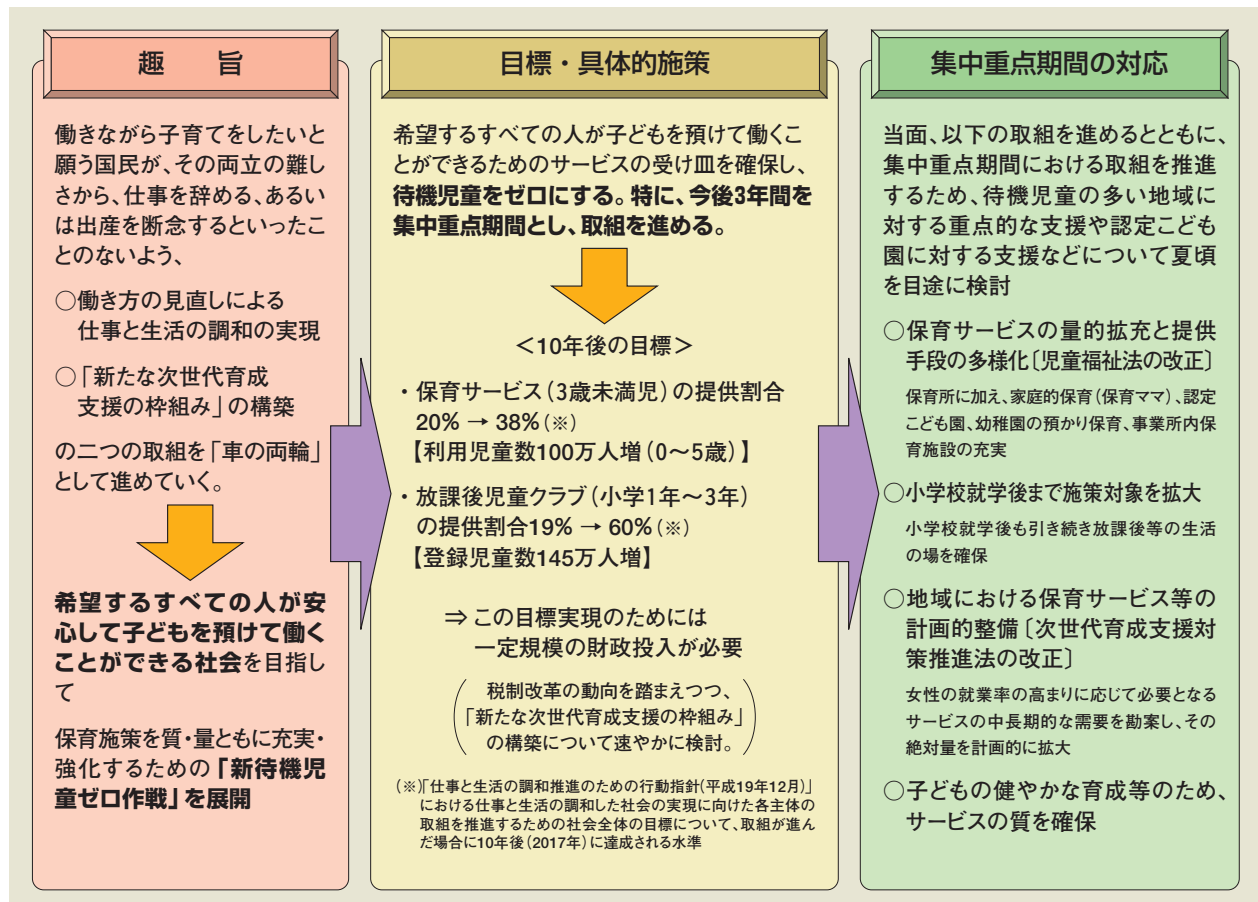
(平成19年4月1日現在)

| 順位 | 都道府県 | 市区町村 | 待機児童数 人 | 対前年増減 | 順位 | 都道府県 | 市区町村 | 待機児童数 人 | 対前年増減 |
|-----------|------|-------|------------|-------|-------------------|------|------|------------|-------|
| 1 | 大阪府 | 大阪市 | 744 | △ 102 | 46 | 鹿児島県 | 鹿児島市 | 98 | △ 252 |
| 2 | 神奈川県 | 横浜市 | 576 | 223 | 47 | 千葉県 | 柏市 | 95 | 20 |
| 3 | 兵庫県 | 神戸市 | 489 | △ 71 | 48 | 千葉県 | 浦安市 | 93 | 77 |
| 4 | 神奈川県 | 川崎市 | 465 | △ 15 | 49 | 京都府 | 京都市 | 89 | △ 27 |
| 5 | 宮城県 | 仙台市 | 390 | 78 | 50 | 大阪府 | 高槻市 | 88 | △ 66 |
| 6 | 沖縄県 | 那覇市 | 379 | 142 | 51 | 宮城県 | 大崎市 | 81 | △ 60 |
| 7 | 東京都 | 江東区 | 352 | 97 | 52 | 埼玉県 | 川口市 | 77 | 15 |
| 8 | 大阪府 | 堺市 | 349 | △ 114 | 52 | 東京都 | 日野市 | 77 | 0 |
| 9 | 愛知県 | 名古屋市 | 342 | △ 20 | 54 | 長崎県 | 長崎市 | 76 | 27 |
| 10 | 東京都 | 八王子市 | 336 | 16 | 55 | 埼玉県 | 三郷市 | 75 | 34 |
| 11 | 千葉県 | 千葉市 | 329 | 59 | 56 | 東京都 | 品川区 | 73 | △ 109 |
| 12 | 神奈川県 | 相模原市 | 322 | 87 | 56 | 奈良県 | 奈良市 | 73 | 27 |
| 13 | 沖縄県 | 沖縄市 | 275 | 132 | 58 | 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | 72 | △ 26 |
| 14 | 東京都 | 世田谷区 | 249 | △ 12 | 58 | 大阪府 | 八尾市 | 72 | △ 32 |
| 15 | 東京都 | 練馬区 | 243 | 22 | 60 | 東京都 | 中野区 | 71 | 28 |
| 16 | 沖縄県 | 宜野湾市 | 239 | 6 | 61 | 千葉県 | 佐倉市 | 70 | 12 |
| 17 | 埼玉県 | さいたま市 | 220 | 14 | 62 | 宮城県 | 登米市 | 66 | 19 |
| 18 | 東京都 | 江戸川区 | 219 | △ 3 | 62 | 東京都 | 小金井市 | 66 | △ 9 |
| 19 | 福岡県 | 福岡市 | 218 | △ 185 | 62 | 沖縄県 | 豊見城市 | 66 | 4 |
| 20 | 東京都 | 足立区 | 213 | △ 135 | 65 | 沖縄県 | 読谷村 | 65 | △ 15 |
| 21 | 北海道 | 札幌市 | 212 | △ 107 | 66 | 東京都 | 狛江市 | 64 | 23 |
| 22 | 北海道 | 旭川市 | 204 | △ 60 | 67 | 大阪府 | 茨木市 | 60 | △ 31 |
| 23 | 大阪府 | 東大阪市 | 197 | 2 | 67 | 高知県 | 高知市 | 60 | △ 58 |
| 24 | 山形県 | 山形市 | 193 | △ 39 | 69 | 東京都 | 小平市 | 59 | △ 10 |
| 25 | 東京都 | 調布市 | 189 | 82 | 70 | 沖縄県 | 糸満市 | 58 | 29 |
| 26 | 東京都 | 板橋区 | 188 | 6 | 71 | 大阪府 | 吹田市 | 57 | 15 |
| 27 | 沖縄県 | 浦添市 | 185 | △ 85 | 72 | 埼玉県 | 春日部市 | 55 | 32 |
| 28 | 東京都 | 府中市 | 164 | 0 | 72 | 東京都 | 武蔵野市 | 55 | 13 |
| 29 | 沖縄県 | うるま市 | 159 | 17 | 74 | 東京都 | 目黒区 | 51 | 7 |
| 30 | 東京都 | 墨田区 | 146 | △ 18 | 50人～99人 小計 | | | 2,062 | △ 313 |
| 31 | 東京都 | 大田区 | 144 | △ 19 | 50人～99人、100人以上 合計 | | | 12,715 | △ 418 |
| 31 | 東京都 | 西東京市 | 144 | △ 32 | | | | | |
| 33 | 秋田県 | 秋田市 | 140 | 17 | | | | | |
| 34 | 東京都 | 港区 | 139 | 51 | | | | | |
| 34 | 東京都 | 町田市 | 139 | △ 32 | | | | | |
| 36 | 東京都 | 立川市 | 132 | 39 | | | | | |
| 37 | 埼玉県 | 所沢市 | 125 | △ 103 | | | | | |
| 37 | 沖縄県 | 西原町 | 125 | 69 | | | | | |
| 39 | 東京都 | 三鷹市 | 121 | △ 36 | | | | | |
| 40 | 静岡県 | 浜松市 | 119 | △ 19 | | | | | |
| 41 | 茨城県 | 水戸市 | 112 | 14 | | | | | |
| 42 | 千葉県 | 市川市 | 110 | △ 110 | | | | | |
| 42 | 東京都 | 多摩市 | 110 | 52 | | | | | |
| 44 | 埼玉県 | 川越市 | 106 | △ 11 | | | | | |
| 45 | 東京都 | 東村山市 | 101 | △ 2 | | | | | |
| 100人以上 小計 | | | 10,653 | △ 105 | | | | | |

第1-2-26図 保育等に対する潜在需要



第1-2-27図 新待機児童ゼロ作戦の概要



(その他関連する動き)

① 経済財政諮問会議における議論

経済財政諮問会議においては、2008年春を目途に経済成長戦略の全体像をとりまとめる方向で議論が行われている。

経済成長戦略では、働く意欲のあるすべての人々が能力を発揮し、全員が経済活動に参加する環境整備を目指す「新雇用戦略」を策定することとしており、その柱の1つとして、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消に向けた子育てサービスの充実等についても議論が行われている。

② 社会保障国民会議の設置

2008年1月、将来にわたって国民に信頼される社会保障制度に裏打ちされた、すべての人が安心して暮らし、本当の意味での豊かさを実感できる社会をつくっていくために取り組んでいくことが必要であるという観点から、有識者の参加を得つつ、社会保障のあるべき姿と、その中で、政府にどのような役割を期待し、どのような負担を分かち合うかを、国民が具体的に思い描くことができるような議論を行うための社会保障国民会議（以下「国民会議」という）が設置された。少子化、仕事と生活の調和も国民会議のテーマの1つであり、国民会議の下に設けられた3つの分科会¹⁰の中の1つとして位置づけられている。

10 第1分科会：所得確保・保障〔雇用・年金〕、第2分科会：サービス保障〔医療・介護・福祉〕、第3分科会：持続可能な社会の構築〔少子化、仕事と生活の調和〕